

# 建設業法改正に伴う監理技術者の専任の緩和について ～ お知らせ ～

令和2年12月  
山口県

令和2年10月1日に施行された改正建設業法において、監理技術者の専任義務が緩和され、監理技術者の職務を補佐する者を専任で置いた場合には、同一の特例監理技術者を配置できる工事を2件まで認めることとされたところですが、山口県土木建築部における監理技術者の兼務の取扱いについては下記のとおりとしましたので、お知らせします。

## 記

### 1 兼務対象工事

以下の条件を全て満たす工事

- ① 請負対象設計額が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）の工事
- ② 工事の技術的難易度がⅡ以下の工事

### 2 兼務要件

- ア 監理技術者補佐を専任で配置すること
- イ 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- エ 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は同時に2件までであること
- オ 特例監理技術者が兼務する工事現場間の距離が概ね10km以内であること
- カ 特例監理技術者は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

### 3 施行期日

令和3年1月4日

#### <留意事項>

- 特例監理技術者の配置を認める工事か否かは、入札公告等に明記します。また、施行日より前に発注した特例監理技術者の配置が可能な工事には、個別に通知します。
- 低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の配置技術者及び低入札技術者は、本取扱いに関わらず専任となります。
- 特例監理技術者に求められる職務は、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理であることに変わりはありません。
- 改正に伴う新しい要領等は山口県技術管理課のホームページに掲載しています。

山口県技術管理課ホームページ

( <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/> )